

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所 総務部 庶務課
部署の業務内容	植物防疫所における管理部門として、総務全般事務に関すること、職員等の任免及び任用、職員の勤務記録及び給与に必要な認定等、職員の服務及び職員団体に関する事項、職員の福利厚生に関する事項、植物検疫に関する研修等の実施に関すること

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	常日頃から「丁寧、誠実、親切」な対応を意識していることを確認するとともに、電話のマナーを全職員に配布、執務室内においてネームプレートの着用を行い、常に責任ある対応が出来るようにしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	苦情や要請等があることは、新たな改善すべき情報を得たものとして考えている。これまでも苦情はあったが、その事実確認を行った後、課長等管理職員が苦情等をいただいた方に対して、対応状況等を丁寧に説明している。また、「外部からの提供情報の管理について」を発出し、情報提供に関するルールを定め職員に対し周知を行ったところである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	当課の業務は、内部管理部門で直接施策に携わっていないため関連する事項はないが、所業務の円滑な運営に対してのフォロー体制を確保を図る。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	当課の業務は、内部管理部門で直接施策に携わっていないため関連する事項はないが、所業務の円滑な運営に対してのフォロー体制を確保を図る。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

業 務 再 点 検 結 果 報 告

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	当課の業務において直接、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	当課の業務は内部管理部門であり、直接、食の安全に関連する事項はないが、業務の見直しについては課内会議等あらゆる機会において前向きに取り組んでいる。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているもののうち、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	当課の業務は内部管理部門であり、直接、食の安全に関連する業務に携わっていないため、関連する事項はない。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
			
			